

## 第2次子どもの権利に関する推進計画(平成27～31年度)について (参考)

## 1 計画の位置づけ

子どもの権利条例第46条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定めた計画。

第2次計画から「新・さっぽろ子ども未来プラン」の基本目標1の位置づけ。

## 新・さっぽろ子ども未来プラン(平成27～31年度)

## ○基本理念

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

## ○基本目標

- 1 子どもの権利を大切にす環境の充実 = 第2次子どもの権利推進計画
- 2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実 (母子保健、保育、子育て支援等)
- 3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実 (幼児・学校教育、学童保育、若者支援等)
- 4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実 (社会的養護、障がい、ひとり親家庭支援等)

## 2 計画の概要

## (1) 基本理念

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現

## (2) 施策の体系(基本目標1-4)

- ① **普及・啓発、理解の促進** ……基本目標1：子どもの権利を大切にす意識の向上
  - － 広報等による普及・啓発 (広報・啓発活動、出前講座・授業、普及啓発員制度等)
  - － 学校等での理解の促進 (パンフレットの活用、人権教育、教員研修等)
- ② **子どもの意見表明・参加の促進** ……基本目標2：子どもの意見表明・参加の促進
  - － 市政や学校・施設、地域における子どもの意見表明・参加の促進  
(子ども議会、意見募集ハガキ、子ども運営委員会等)
  - － 様々な体験活動の充実 (子どもの体験活動の場、プレーパーク等)
- ③ **子どもの安心・居場所づくり** ……基本目標3：子どもを受け止め、育む環境づくり
  - － 保護者への啓発、相談支援体制の充実 (乳幼児健診、子育てサロンでの啓発等)
  - － いじめ・不登校に関する取組 (悩みやいじめアンケート、スクールカウンセラー等)
  - － 安全で安心な地域づくり (青少年健全育成、少年団体交流等)
- ④ **権利侵害からの救済** ……基本目標4：子どもの権利の侵害からの救済
  - － 救済体制の整備・充実 (アシストセンター、児童虐待への対応等)
  - － 権利侵害の未然防止に向けた啓発 (広報・啓発活動、オレンジリボン地域協力員制度等)

(3) 成果指標

指標	対象	実態意識調査※ <sup>1</sup>		目標値 (31年度)	指標達成度調査等※ <sup>2</sup>	
		21年度	25年度		28年度	29年度
自分のことが好きだと思ふ子どもの割合	子ども	53.2%	65.4%	75%	64.6%	67.6%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思ふ人の割合	子ども	42.4%	59.3%	65%	80.3%	80.2%
	大人	55.4%	54.9%	65%	56.9%	56.8%
子どもの権利が守られていると思ふ人の割合	子ども	48.3%	57.0%	65%	73.7%	68.2%
	大人	48.4%	49.1%	65%	52.8%	51.5%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合 (目標値は30年度) ※ <sup>3</sup>	小学校	-	92.6%	95%	93.8%	93.9%
	中学校	-	83.2%	88%	84.6%	86.5%
	高校	-	82.1%	86%	87.7%	88.8%

※<sup>1</sup> 「子どもに関する実態意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※<sup>2</sup> まちづくり政策局が実施。なお、子どもの値は、事業参加者へのアンケートなどの結果であり、計画期間中の経年変化を見るための参考値であることから、大人の調査や子どもに関する実態意識調査とは調査方法が異なる。

※<sup>3</sup> 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。教育委員会が実施。